

審 査 基 準

令和5年7月13日作成

| |
|---|
| 法 令 名：風俗営業等適正化法 |
| 根 拠 条 項：第31条の23において準用する第9条第4項 |
| 処 分 の 概 要：許可証の書換え |
| 原権者（委任先）：青森県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）、 第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、 第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続） |
| 審 査 基 準： |
| 標 準 処 理 期 間：14日 |
| 申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課 |
| 問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課 |
| 備 考： |